

10月に入り、ようやく過ごしやすい日が増えてきましたね。

東京都心では統計史上初めて9月の1ヶ月間の最高気温が全て25度以上の夏日という記録的な暑さが続いているようです。寒暖差がでてきますので体調を崩さないようにお気をつけてお過ごしください。

## ～～～ ふるさと納税 ～～～

ふるさと納税とは、生まれ故郷や支援したい自治体に対して寄付（納税）を行いそのお礼として返礼品がもらえるもので、確定申告で寄付金控除が受けられる制度として、みなさんも一度はご利用されたことがあるのではないでしょうか。

【10月にふるさと納税に関するルールが見直されました。】

### ① ポイントが廃止されました

ふるさと納税の仲介サイトで申し込みを行った際に仲介サイト独自のポイントが付与されておりましたが、ポイント等を付与する寄付募集が禁止されました。（返戻品は変わらずに受け取ることができます。）

### ② 返戻品の産地基準が厳格になりました

ふるさと納税の返戻品は、各自治体の地域内で製造、加工などの主要な工程が行われてその地域に付加価値が生じているものというルールでしたが、企画立案は地域内で製造事態は地域外とういう疑義からより厳格に、製造者から製品の価値の過半数が地域内で生じていることの証明がされたものに限定されました。

地域内の宿泊施設などサービス提供されているものの利用券などについては、全国展開しているもので地域との関連性が希薄なのではという疑義から、1人1泊5万以上の施設は同一県内展開の施設に制限されました。

この影響で10月からは無くなってしまっている返戻品があるかもしれませんね。

【ワンストップ特例申請後に確定申告をする場合】

ワンストップ特例制度は、給与所得のみの人を対象に、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄付金控除を受けられる制度で、申請をすることで適用を受けられます。

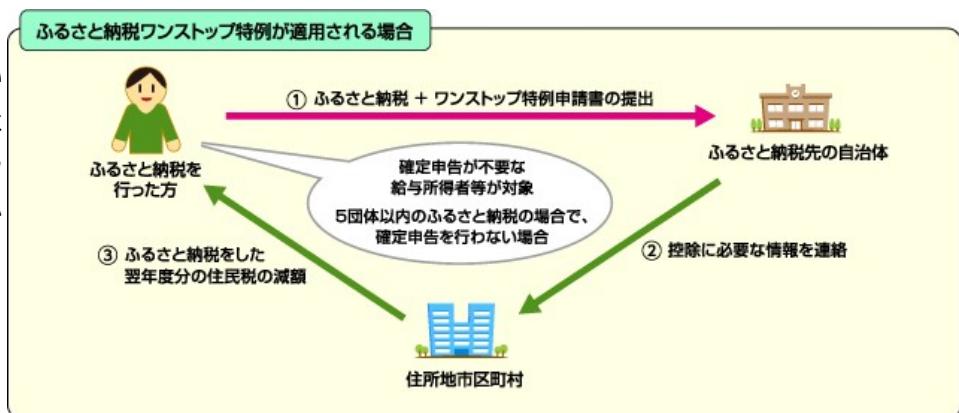
このワンストップ特例制度を利用している人が確定申告を行った場合は、確定申告書を提出することでワンストップ特例による寄付金控除は自動で取り消されて確定申告による寄付金控除が適用されることになります。

キャンセルの手続きは不要ですが、確定申告時にワンストップ特例を申請していたものも含めて全てのふるさと納税を寄付金控除として記載することになります。

医療費控除を適用するため、不動産を売却して譲渡所得が発生した、などで確定申告を行う際は漏れがないように注意が必要です。

ふるさと納税は寄付金控除上限額までの範囲内で寄付額から2,000円を差引いた金額の控除を受けられ、確定申告では所得税と住民税から控除され、ワンストップ特例では全額住民税から控除されるかたちになります。

（総務省HPより）





### ～～～ 個人の保険金の非課税 ～～～

保険は、損害保険や生命保険や火災保険など様々なものがございますが、保険料を負担する人と受け取る人が異なる場合には保険金の受け取った年に贈与税や相続税がかかり、負担する人と受け取る人が同一人物の場合には所得税がかかります。

火災保険については、保険料を負担する人と受け取る人が異なる、又は同一人物の場合でも、一般的には火災による損失の補填として受け取るものになり贈与税も所得税もかかりません。（損害保険でも同種の事由のものは課税されません。）

※積立タイプの保険で満期返戻金として受け取った場合は、税金がかかります。



また、生命保険金のうち、けがや病気などによる受け取りについては贈与税や所得税は課税されませんが、死亡による保険金の受け取りには相続税がかかります。

#### 【相続税の非課税】

上記のとおり、死亡による生命保険金の受け取りには相続税がかかるのですが、500万円×法定相続人の数で算出した金額が非課税枠として設けられており、その枠を超えた部分について相続税がかかります。

こちらの非課税の適用を受けることができるのは、保険金を受け取った人のうち相続人のみです。（相続を放棄した場合には適用対象者から外れます。）

仮に、法定相続人が2名いたときの非課税枠は1,000万円ですが、下記のようなケースでは枠を活用しきれないことがあります。

・配偶者（相続放棄） 受取額1,000万円

・子（相続人） 受取額 400万円

400万円は非課税となりますが、相続放棄しているかたへは適用できないので、非課税枠の残りの600万円は活用できないまま、1,000万円に相続税がかかることになります。



### 法人の長期保有資産の買い替え圧縮記帳

法人が令和8年3月31日までに、所有期間が10年を超える土地・建物・構築物を売却して、新たに土地・建物・構築物を購入した場合は、届出をすることで圧縮記帳の適用を受けることができます。（国内の資産に限ります。）

買替資産が土地の場合は、事務所等の敷地など一定のもので、面積が300m<sup>2</sup>以上のものが対象です。

税務署への届出は、旧資産の売却日または新資産の購入日の早い日から一定の期間までに提出が必要です。

（最短で2ヶ月以内、最長で5ヶ月以内の提出が必要です。）

#### 【圧縮記帳】

圧縮記帳とは、一般的には国や自治体などからの補助金をもとに固定資産を取得した際に、その補助金相当額を圧縮損として計上し固定資産の取得価額を減額することで、受け取った補助金の益金を相殺して税負担を軽減するものです。長期保有資産の買い替えでは、旧資産の売却益を相殺するかたちでございます。

#### 【ポイント整理】

・法人が対象

・令和8年3月31日までに買い替え

（期間延長の可能性があります。）

・買い替え資産の所有期間が10年超

・対象資産は土地・建物・構築物

・土地の買い替えは事業に関するもので300m<sup>2</sup>以上

・税務署への届出が必要ですので、圧縮記帳の適用を受ける場合には計画的に行う必要があります。

### ＊スタッフブログ＊

弊所ホームページにて、[事務所スタッフによるブログ](#)を公開しております。

税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお

気軽にご覧ください。<<http://www.uk-g.co.jp/blog/>>



## 優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☎<http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に  
お問い合わせください。  
スタッフ一同、心より  
お待ちしております。